(3)「所沢駅周辺まちづくりの推進に関する市の取組みについて」

所沢駅周辺まちづくりの推進に関する 市の取組みについて

平成19年1月22日

所 沢 市

目 次

Ι	これまでの取り組み経過	
1	所沢市まちづくり基本方針	(1)
2	所沢市中心市街地活性化基本計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(2)
3	所沢駅西口地区まちづくり基本構想 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2)
4	所沢駅東口駅ビル計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3)
5	日東地区まちづくり基本構想 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(4)
6	所沢駅周辺まちづくりの推進に関する調整会議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(5)
П	取組方針	
1	取り組みの趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(6)
2	取組方針における対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(6)
3	取り組みの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(6)
4	取組体制及びスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(8)
5	今後の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(9)
Ш	所沢市周辺のまちづくり/望ましい将来像	
1	4つの計画に示された「所沢駅周辺まちづくりの将来像」・・・	(10)
2	4 つの計画を集約した「所沢駅周辺まちづくりの将来像」・・・	(12)

<u>I これまでの取り組み経過</u>

「所沢駅周辺のまちづくり」に関し、本市がこれまでに策定した計画等の取り組みについては、次のとおりである。

1 所沢市まちづくり基本方針 [平成10年6月]

所沢市は、平成4年の「都市計画法」の改正により、新たに市町村独自の「都市計画マスタープラン」を定めることが規定されたことを受け、行政と住民の協働によるまちづくりを進めるため、平成7年度、11行政区に「まちづくり委員会」を設置し、計画策定過程から住民が参画する都市マスタープランの作成にとりかかった。

この活動を通じて「所沢地域まちづくり委員会」は、"まちづくり住民構想"として5つの視点から、所沢地域のまちづくりの方針を提案している。

【所沢地域のまちづくり住民構想】

- 都市計画道路の整備推進と内環状線等の幹線道路、駐車場等の整備による 交通体系の確立
- 所沢の中心としての市街地の形成
- 中心商業地の活性化
- コミュニティに配慮した住環境の整備
- やすらぎ、安全を重視した生活空間の創出

市では、こうした各行政区のまちづくり委員会による"住民構想"を踏まえ、平成10年6月、『所沢市総合振興計画』に基づく都市計画の指針として、20年後の将来のまちづくりの方向性を示した『所沢市まちづくり基本方針』を策定した。

この基本方針では、21世紀の都市づくりのマスタープランとして、将来の本市のあるべき姿やまちづくりの方針を明らかにすることにより、まちづくりに対する市民・事業者の理解を深め、行政とともに協働してまちづくりを進めていくことを目的としている。

【基本方針に示された所沢地域の方針】

- 広域総合生活拠点の形成
- 地域内の交通体系の確立
- 中心商業地の活性化
- 安らぎ、安全を重視した生活空間の創出
- コミュニティに配慮した住環境の整備

2 所沢市中心市街地活性化基本計画 [平成14年3月]

全国的に中心市街地の衰退が深刻化する中で、国においては「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(平成10年7月施行)を制定し、空洞化が進行する中心市街地の活性化を図ることとした。

本市においても、中心市街地の活力の減退は著しく、求心力や魅力ある街への回復は大きな課題であった。

そこで、この法律の主旨に基づき、中心市街地の都市基盤整備と商業等の活性化の一体的な推進が図れるよう、各種の施策を連携させながら、魅力と活力ある中心市街地の再生を図ることを目的として、『所沢市総合計画』及び『所沢市まちづくり基本方針』を上位計画とする『所沢市中心市街地活性化基本計画』を策定した。

この基本計画では、「市街地の整備改善の推進」と「商業等の活性化の推進」を 2つの柱として、元町北地区第一種市街地再開発事業などの整備事業や、都市計 画道路等の整備改善事業とともに、タウンマネジメント計画の作成や商店街及び 商業等の活性化施策の推進に取り組んでいるところである。

しかしながら、現在、面的な整備や都市計画道路などのハード系事業については 一定の前進が図られているものの、TMOをはじめとする商業の活性化策などの ソフト系事業については目に見える成果としては現れていない。

したがって、基本計画が示した「中心市街地の都市基盤整備と商業等の活性化の 一体的推進」という目的は、現状では十分に果たし得ていない。

3 所沢駅西口地区まちづくり基本構想 [平成15年3月]

所沢駅西口地区は、市の中心市街地に位置しているという立地条件にあるとともに、西武鉄道所沢車輌工場が閉鎖され、地区内に大規模未利用地が発生したことから、地区住民のまちづくりに対する関心は高まっている。また、当該地区は、中心市街地のまちづくりに大きく影響があることから、西武鉄道の単独での開発に終わらせることなく、計画的な市街地整備をすることに意義がある。

『所沢駅西口地区まちづくり基本構想』は、こうした状況を踏まえ、市の表玄関にふさわしいまちづくりの事業化に向け、土地区画整理事業を前提として策定したものである。

この基本構想では、土地所有者を調査対象とした「まちづくり意向調査」の結果や、『所沢市まちづくり基本方針』(平成10年6月)に基づき、事業化にあたっての基本方針を設定するとともに、公共施設と土地利用に関する機能配置などの構想図を示している。

現在、当該地区については、駅周辺における交通渋滞の緩和や防災・住環境の改善を図るべく、基本構想を踏まえ基本計画等を策定し、道路や公園などの公共施

設の配置計画案を提示しているところである。また、駅周辺の特性として、鉄道により東西に分断されていることや大踏切りの解消など、地区内外の交通処理等を考慮する路線として「3·4·35 所沢駅ふれあい通り線」を平成18年3月10日に都市計画決定しており、今後は、土地区画整理事業の施行と併せた一体的な取り組みが必要である。

さらに、西武鉄道による所沢駅舎のリニューアル計画も予定されていることから、総合的な整合を図る観点からも、所沢駅周辺まちづくりに関する全体像を行政や地権者等で共有し、これまでに策定してきた諸計画等を踏まえ、当該地区の役割と機能などについて検証しながら、事業化の推進を図っていくことが求められている。

4 所沢駅東口駅ビル計画 [平成15年8月]

西武鉄道が、所沢駅東口の自社所有地(A敷地:14,724.67 ㎡、B敷地:7,616.53 ㎡)に建設を予定している「所沢東口駅ビル計画(橋上駅舎を含む)」が提示されたのは、平成15年8月である。

市ではこの計画案に対し関係部署(4部10課)による庁内協議を開催し、大店立地法等の関係法令の順守事項をはじめ、市としての要望事項のとりまとめ作業を行った。その結果として、平成16年2月、市として8項目にわたる要望事項を西武鉄道に提示し、それ以降、担当者レベルにより断続的に協議を進めていたが、平成16年度に入り、西武鉄道側の事情により計画案は中断された。

【西武鉄道の計画案】

- ◎A敷地 地下1階、地上9階(延床面積:56,027.44 m²) 飲食店街、映画館、店舗
- ◎ B 敷地 地下 1 階、地上 6 階(延床面積: 34, 387. 48 ㎡) 店舗、駐車場

【所沢市の要望事項】

① 駅舎の改修

所沢駅の顔に相応しい駅舎として、プラットフォーム用地に建設できるか検 討を願いたい。

- ② 交通影響調査の実施
 - 大規模な駐車場設置に伴う、周辺環境の交通影響調査の実施を願いたい。
- ③ 駅東西自由通路の設置

「所沢駅東口地区計画」において『駅ビル建設に際しては、駅東西歩行者交通の利便を図るため、複数の東西自由通路を設ける。さらに駅周辺の交通対策に資するため駐車場の確保を行う』ことが建築物等の整備方針の中で謳われていることから、東西自由通路の確保を願いたい。

特に、所沢駅西口の北側において計画されている、組合施行による所沢日東 地区第一種市街地再開発事業の完成時には、北側跨線橋沿いに自由通路の新設 を考慮していただけるよう要請します。

④ バス専用駐車場(待機場所等)の設置

東口駅前広場は路線バスの発着が非常に多く、また長距離(観光)バス等の発着所としての利用も増えてきたことから、バスプールや利用客の待合場所を B敷地に設置できないか検討を願いたい。

⑤ 駐車待ち車輌の待機スペースの設置

駐車場棟の建設計画においては、駐車場への入庫待ち車輌の待機スペースを 敷地内部に設置し、歩行者や一般車輌の通行の妨げの防止を図るように願いた い。

⑥ 駅前交番スペースの確保

かねてより所沢駅東口の周辺住民から「交番設置」の要望があり、埼玉県警に設置の要請を行っており、現状では早期の設置は難しいとの判断であるが、将来に向けた措置として「駅前交番スペース」の確保を検討していただきたい。

⑦ 市民サービス提供スペースの確保

現在、賃貸によって業務を行っている所沢駅サービスコーナーは、駅に設置していることから市民の利用率が非常に高い反面、スペースが狭隘であるため業務も限られている状況にある。市民の利便性から見て、また東口駅ビルの完成に伴い、今後さらに利用者が増加していくことが予想されるため、市民サービスの充実を図る観点から、現在の西口サービスコーナーの移設も含め、東西自由通路に直結する部分に市民サービスを提供できる公的スペースの確保をお願いしたい。

⑧ ペデストリアンデッキの設置

所沢駅西口第一種市街地再開発事業については、現在未完成(西口ステーションビル前)となっているペデストリアンデッキを西武鉄道側の負担(協定締結済)において、橋上駅舎建設時に設置されることにより、事業が完了することとなっております。このため、所沢駅東口ビル計画については、橋上駅舎が同計画に含まれていることから、本ペデストリアンデッキの設置を要請します。

5 日東地区まちづくり基本構想 [平成18年3月]

これまで日東地区においては、市街地再開発事業の手法を用いて土地の高度利用を行うことを前提に、地元権利者により組織された「所沢日東地区市街地再開発準備組合」が中心となり計画を進めてきたところであるが、平成16年3月にキーテナント候補が辞退表明したことにより、再開発事業で地区全体を整備することが事実上困難になったことに伴い、新たなまちづくりの再構築をする必要があることから、平成17年度より、事業実施までの調査・検討を「まちづくり調整

事業」と位置づけ、その中で、今後のまちづくりの方向性をまとめた基本構想を 策定したものである。

この基本構想では、「所沢市まちづくり基本方針」(平成10年6月)や「所沢市中心市街地活性化基本計画」(平成14年3月)に基づき、土地利用の現況や関係権利者の意向調査の結果等を踏まえ、土地区画整理事業をベースに市街地再開発事業の一体的施行を視野に入れ、将来における土地利用と主要施設の配置構想及び実現方策の検討などを行ったものである。

平成18年度には、現況測量、地区界測量等を実施し、総合現況図の作成や地区 面積の算定、課題等の調査を進めているところである。

6 所沢駅周辺まちづくりの推進に関する調整会議

平成18年2月28日、所沢市議会に設置された「所沢駅周辺のまちづくり推進に関する特別委員会」(平成16年9月設置)から、『所沢駅周辺のまちづくりに関する提言』が提示された。

この提言にある基本理念"人間の息吹を感じるまち"には、本市の表玄関として、単なる「ビジネスやショッピングの場」にとどまらず、「コミュニティの再生」や「所沢の文化と歴史・伝統」を感じさせるまちの重要性や、「若者を惹きつける事業の追求」といった様々な要素や課題が盛り込まれている。

市としては、この特別委員会からの提言を真摯に受け止め、多様な要素からなる 基本理念の実現を図るためには、庁内一体的な取組体制が必要であることから、 「総合政策部」が調整窓口となり、ハード系事業を所管する「まちづくり計画部」 と、ソフト系事業を所管する「市民経済部」が連携して、所沢駅周辺の一体感の あるまちづくりの推進に取り組むため、庁内関係部署による調整会議を設置した。 調整会議では、本市における「取組方針」や「望ましい将来像」「組織体制のあ り方」をはじめ、国による「まちづくり三法」の見直しを踏まえた課題や対応策 などについて協議をしているところである。

【調整会議の構成】

■総合政策部 政策企画課担任次長、政策企画課長、政策企画課主幹

■市民経済部 商工労政課担任次長、商工労政課長

■まちづくり計画部 都市計画課担任次長、中心市街地整備課担任次長、 都市計画課長、都市整備課長、中心市街地整備課長

中心市街地整備課主幹(2名)

以上12名

Ⅱ 『所沢駅周辺のまちづくり推進』に関する取組方針

1 取り組みの趣旨

所沢市議会「所沢駅周辺のまちづくり推進に関する特別委員会」から提示された 『所沢駅周辺のまちづくりに関する提言』(平成18年2月28日)を受け、所沢 駅周辺の一体感のあるまちづくりの実現に向けて総合的な取り組みを進める必要 があることから、庁内推進体制及び作業スケジュールを含めた『取組方針』を定め るものである。

今後はこの『取組方針』に基づき、関係部署が協力・連携して、所沢駅周辺のまちづくり推進に取り組むこととする。

2 取組方針における対象区域

この『取組方針』における区域は、総合計画・実施計画に掲げた「所沢駅西口地区」、「日東地区」及び「所沢駅東口地区(商業ビル・駅舎)」を対象とした。

市ではこの3つの地区を、所沢駅周辺まちづくりの「核となる地区(=特定区域)」 と位置づけ、中心市街地の活性化に最優先で取り組んでいく。

また、現在、再開発事業や優良建築物等整備事業に取り組んでいる「元町北地区」「銀座通り周辺地区」、及び御幸通り線整備事業が進められている「御幸町地区」の一部の地区については「準特定区域」と位置づけ、「特定区域」の整備状況を勘案しつつ活性化に取り組むこととする。

さらに、これ以外の地区については、「特定区域」及び「準特定区域」におけるまちづくりの推進状況を踏まえ、地元の商店街や自治会・町内会等からの"主体的なまちづくりの発意"に基づき、「核となる地区の周辺区域」として位置づけることも視野に入れ、一体感のあるまちづくりに努めていくこととする。

3 取り組みの概要

(1) 所沢駅周辺まちづくりの「望ましい将来像」の設定

市がこれまでに策定した「所沢市まちづくり基本方針」(平成10年6月)や「所沢市中心市街地活性化基本計画」(平成14年3月)、「所沢駅西口地区まちづくり基本構想」(平成15年3月)、「日東地区まちづくり基本構想」(平成18年3月)等の関連計画を総合的に集約し、本市の表玄関にふさわしい所沢駅周辺まちづくりに関する「望ましい将来像」を取りまとめる。

既存計画等を集約する意義

上記4つの関連計画等は、担当部署が相応の費用と時間をかけ、多くの 方々の協力を得ながら策定されたものである。

それぞれに「まちの将来像」が示されており、それらを総合的に集約する ことにより、所沢駅周辺まちづくりの将来像を取りまとめることができる。

(2) 所沢駅周辺まちづくりの「基本構想」の策定

基本構想は、望ましい将来像に基づく「まちづくりの骨格」である。

この策定にあたっては、所沢駅周辺まちづくりを構成する3つのエリア(西口地区、日東地区、東口地区)の一体感が保たれるよう配慮しつつ、多様な人々の価値観や要望が反映されるような仕組みづくりが求められている。

同時に、「企業の地域貢献」という視点を重視し、民間活力の導入によるまちの活性化を促進させるよう努めていくことが必要である。

こうした考え方に立って、所沢駅周辺まちづくりの骨格となる基本構想の策定には、市、市民、事業者、地権者がそれぞれの役割に応じて主体的に参画することにより取りまとめていかなければならない。

企業の地域貢献の重要性

まちの再生には、行政・市民・事業者がそれぞれの役割に応じた協働・連携が不可欠であるが、とりわけ民間活力の導入は、魅力あるまちづくりの創造に大きな影響を与える。

お台場のフジテレビジョンや汐留の日本テレビなどの例にも見られるように、企業の立地が、地域のブランド化や地域の活性化を促す要因ともなり、いまや「企業の地域貢献(=周辺地域との共生)」という視点はまちの再生にとって欠かせない要件となっている。

「所沢駅周辺まちづくり」の再生では、「企業の地域貢献」という視点を 重視し、持続可能なまちづくり(=経済活動と市民生活の共生)に向けて、 積極的な役割の発揮を求めていく。

(3) 所沢駅周辺まちづくりの「アクションプラン」の作成

アクションプランは「まちづくりの実施計画」と位置づけられ、事業手法、事業期間、概算事業費を含んだ具体的なまちづくりの形を示すものである。

この作成にあたっては、所沢駅周辺まちづくりを構成する3つのエリア(西口地区、日東地区、東口地区)の一体感が保たれるよう配慮しつつ、それぞれの実情に合わせて取り組む必要がある。

特に、地権者の理解は必要不可欠な要件であり、3つのエリアごとに、地権者の理解と協力が得られるよう努めていく中で、合意形成の状況に応じ、アクショ

ンプランの作成が図られていくものと考える。したがって、アクションプランの 作成時期は、必ずしも、3つのエリア同時に取り組まれることを想定しない。

地権者の合意形成

地権者の価値観や要望は多種多様であり、1点に集約させることは難しい。 さまざまな価値観の中から共通点を見出し、最大公約数を提示し、合意点を 模索していく努力が求められる。このためには、利害関係者相互の信頼関係 の構築が不可欠である。

また、3つのエリアそれぞれに地権者の構成が異なることから、エリアご との合意形成に応じて、柔軟に対応していくことが肝要である。

4 取組体制及びスケジュール

(1) 取組体制

関係部署が一体感をもって取り組むためには、その要となる「総合調整機能」を果たす所管の存在が重要である。「総合調整機能」とは、望ましい将来像に基づき、所沢駅周辺の総合的なまちづくり計画(基本構想やアクションプラン)を立案し、関係部署や利害関係者の理解と協力を求めながら、諸事業を計画的かつ円滑に進行管理していくための機能である。

従来、所沢駅周辺のまちづくり推進に関しては、まちづくり計画部を中心に取り組んできたところであるが、市議会特別委員会の提言に示された基本理念"人間の息吹を感じるまちへ"には、コミュニティの創造や所沢文化の発信をはじめ、実にさまざまな視点から、まちの再生に向けた期待感が盛り込まれていることから、この提言の趣旨を踏まえ、市としてさらに総合的な所沢駅周辺のまちづくりを進めていくため、平成18年度は、総合政策部が調整機能(総合窓口)を担当し、まちづくり計画部や市民経済部と一層の連携を図りながら取り組んでいく。

(2) スケジュール

現時点で想定する作業スケジュールを次のとおり示す。

① 望ましい将来像の提示(平成18年中)

「所沢市まちづくり基本方針」(平成10年6月)や「中心市街地活性化基本計画」(平成14年3月)、「所沢駅西口地区まちづくり基本構想」(平成15年3月)、「日東地区まちづくり基本構想」(平成18年3月)などの関連計画を総合的に集約し、本市の表玄関にふさわしい所沢駅周辺のまちづくりに関する「望ましい将来像」を、平成18年中のなるべく早い時期に取りまとめる。

② 総合調整機能を果たす所管の特定(平成19年4月)

平成18年度中に、所沢駅周辺のまちづくりを「ハード施策」と「ソフト施策」 の両面から総合的に取り組むための「調整機能」を果たすべき所管のあり方を検 討し、平成19年4月に所管部署を特定する。

③ 基本構想の策定(平成19年~20年)

所沢駅周辺まちづくりの骨格となる基本構想の策定に、平成19年度から取り 組む。策定にあたっては、市民、事業者、地権者などがそれぞれの役割に応じて 参画できる仕組みを考慮する。

④ アクションプランの作成

基本構想の策定と並行して、各地区の事業の進行状況に応じて、具体的なスケジュール等を作成する。

5 今後の課題

今般のまちづくり三法の見直しに伴い、これまでのTMOが法的な拘束力を失い、地域のまちづくりを総合的にコーディネートする機能を有する機関として「中心市街地活性化協議会」の設置が法定化された。また、国の"選択と集中"に基づく支援策を活用するためには、「中心市街地活性化基本計画」を改訂し内閣総理大臣の認定を受けることが必要になる。

市としては、これら見直しの趣旨や内容を検証し、商工会議所などの関係機関・団体や地元町内会、事業者、地権者などの意向を確認しながら、市としての対応を検討していくことが今後の課題である。

Ⅲ 所沢駅周辺のまちづくり/望ましい将来像

この将来像は、所沢市議会に設置された「所沢駅周辺のまちづくり推進に関する特別委員会」からの提言を踏まえ、市がこれまでに策定した「所沢市まちづくり基本方針」(平成10年6月)、「所沢市中心市街地活性化基本計画」(平成14年3月)、「所沢駅西口地区まちづくり基本構想」(平成15年3月)、「日東地区まちづくり基本構想」(平成18年3月)の4つの関連計画を総合的に集約し、導き出したものである。

今後は、この将来像の実現に向けて、市、市民、地権者、事業者がそれぞれの役割に応じて協力し合いながら、所沢駅周辺まちづくりの推進に関する具体的な取り組みについて、目標年次を定めて取り組んでいくものとする。

1 4つの計画に示された「所沢駅周辺まちづくりの将来像」

まちづくり基本方針

◎ "にぎわいとうるおい"のあるまち ⇒ 広域総合生活拠点の形成

県南西部・多摩北部にまたがる地域の顔として、中高層の住宅や商業・業務・サービス施設の立地を誘導し、土地の高度利用を促進するとともに、住環境の向上と人口の回復、都市機能の高次化、防災機能の強化などに努めます。

広域総合生活拠点の形成

本市の顔にふさわしい、にぎわいのある魅力的なまちとしてさらに発展するため、商業・業務拠点の整備やネットワーク化を図るとともに、鉄道により分断されている所沢 駅周辺の東西の一体化を促進し、広域総合生活拠点の形成をめざします。

中心市街地活性化基本計画

◎ 「中心性」の再生・創造 ⇒ 活力と魅力の創出

① 『圏域の中心』をつくる

鉄道の結束点である所沢駅のターミナル性や放射状に伸びる道路網等の特性を活かし、中心市街地と周辺地域との役割分担や連携を図るなど、県南西部・多摩北部にまたがる広域的な「圏域の顔」としての中心性を高めていくことが重要です。

② 『生活の中心』をつくる

地域固有の文化を大切にしながら、特別な時間を過ごす生活空間としても、日 常生活を送る生活空間としてもいごこちが良く、常に新鮮で質の高いサービスに あふれた「生活文化の顔」となる中心性を創出していくことが重要です。

③ 『創造の中心』をつくる

少子高齢化や余暇時間の増大など、人々の生活や社会状況の変化に対応し、新 しい商業・産業、文化などが生み出される場として「創造の核」となる中心性を 磨いていくことが重要です。

所沢駅西口地区まちづくり基本構想

- ◎ 『やすらぎと都市機能が調和した新生活拠点の創出』
 - ⇒ スマートシティ
 - ⇒ 県南西部地区・多摩北部地域の生活拠点(広域総合生活拠点) 【人が集う 所沢市の玄関口(みんなが通る)】

都市広場をシンボルとした新生活拠点づくり

誰もが気軽に集うことができる憩いの場、人々 を迎え入れる広場と歩行空間の形成をめざす。

•● ▶ 表玄関としての機能

都市機能の中心地

人の流れを誘導し、既存機能と調和した新たな ●● 商業機能・居住機能 都市拠点の形成をめざす。

日東地区まちづくり基本構想

- ◎ 『商業と住宅が共存するまち 新しい所沢の駅前拠点』
 - ⇒ 駅前の既存ストックを活かした顔づくり
 - ① 市全体から見た地区に求められる役割と、駅周辺部における幹線道路沿いの商 業地域という立地特性を活かすため、業務系の拠点立地を目指す。
 - ② 現況で商業系と住居系の土地利用が混在していることから、区域内の土地利用 についてゾーニングを行い、土地利用混在の解消を目指す。
 - ③ 土地・建物の利用現況を踏まえ、商業地と住宅地の共存が可能な仕組みづくり を目指す。
 - ④ 道路や公園などのオープンスペースを確保し、防災性の向上を目指す。
 - ⑤ 駅周辺と地区内とを結ぶ動線を確保し、駅前としての立地特性を最大限に活か せるまちづくりを目指す。
 - ⑥ 地域住民のまちづくりへの参画をうながし、個々の住民の土地利用意向を踏ま えたまちづくりを目指す。

(11)

2 4つの計画を集約した「所沢駅周辺まちづくりの将来像」

将来像 市の表玄関にふさわしい魅力と活力あふれる新生活拠点

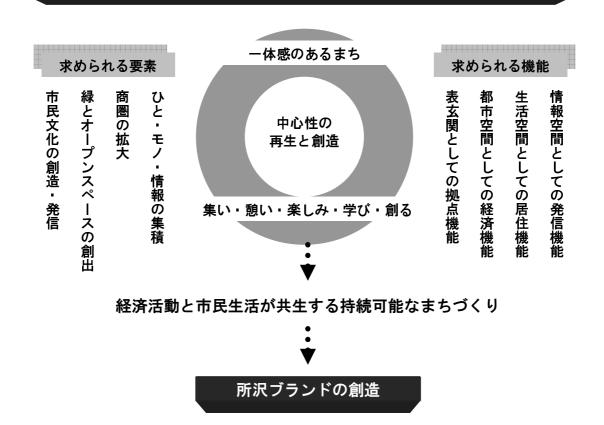
第4次所沢市総合計画に掲げた『ゆとり・うるおい・活力ある生活文化都市』という将来都市像を踏まえ、所沢駅周辺まちづくりの将来像を、『市の表玄関にふさわしい魅力と活力あふれる新生活拠点』とする。

基本理念 中心性の再生と創造による一体感のあるまちづくり

『将来像』の実現に向けて、所沢駅周辺の地域特性を活かした"ひと・モノ・情報"が交流する生活文化の発信拠点として、"所沢ブランド"を創造する一体感のあるまちづくりを基本理念とする。

【将来像と基本理念に基づく概念図】

市の表玄関にふさわしい魅力と活力あふれる新生活拠点



所沢駅周辺まちづくりの推進に関する 市の取組みについて

平成19年1月22日発行

編集:所沢市総合政策部政策企画課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1

TEL 2998-9027 FAX 2994-0706

e-mmail:a9027-1@city.tokorozawa.saitama.jp